

ふれあい収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭で排出されるごみを自らごみ集積場所まで持ち出すことが困難な単身及び高齢者や障害者のいる世帯で、支援が必要と認める場合に戸別でのごみの収集を行い、日常生活上の見守りを含むサポート等を行うこと（以下、「ふれあい収集」という。）によって、高齢者及び障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 ふれあい収集を利用することができる者（以下、「対象者」という。）は、泉南市内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定において要介護度1以上に該当すると認められた者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級又は2級に該当する者
 - (3) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受け、かつ、知的障害の程度がAに該当する者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級に該当する者
 - (5) 前各号に該当する者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者自ら又は家族等がごみを持ち出すことができると認められるとき、又は対象者が施設等に入所しているときは、ふれあい収集を利用することができない。

(サービスの種類)

第3条 ふれあい収集により提供するサービス（以下「サービス」という。）は家庭から排出される可燃ごみ・資源ごみ及び粗大ごみ・不燃ごみのうち、対象者が希望するものを収集する。

(申込み等)

第4条 対象者は、「ふれあい収集申込書兼受付票（以下、「申込書」という。）」（様式第1号）を市長に提出するものとする。この場合において、障害等により自ら申請することができないときは、その親族および介護に関わる者等により申請することができる。

- 2 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、「ふれあい収集申請確認票」（様式第2号）及び「ふれあい収集個人面接票」（様式第3号）を用いてその適否を審査し、その結果を「ふれあい収集利用決定通知書」（様式第4号）又

は「ふれあい収集非該当通知書」(様式第5号)にて申請者に通知するとともに、
適当と認めた者について「ふれあい収集利用登録台帳(以下、「台帳」という。)」
(様式第6号)に、氏名、住所その他必要な事項を登載し、その情報は、本市
の高齢障害介護担当部局及び危機管理担当部局ならびに台帳に記載された者
のその他の見守りサービスを実施するものと共有するものとする。

- 3 市長は、前項の審査を行うに当たっては、対象者と日程調整の上、面接等の
方法により申請者のごみの排出状況や個別の事情等の調査を行うものとする。

(利用の申出)

第5条 前条第2項の規定により台帳に登録された者(以下、「利用者」という。)は、
サービスを利用とするときは、市長にその旨を申し出るものとする。

(安否確認)

- 第6条 ふれあい収集を行う際、担当職員による安否確認(以下、「声掛け」という。)
を行う。
- 2 前項の声掛けに対し、利用者から応答がないときは、速やかに申込書に記載
のある緊急時連絡先に報告を行う。
- 3 利用者が希望するときは、声掛けを省略することができる。

(届出)

- 第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に
届け出なければならない。
- (1) 住所を変更したとき
- (2) 世帯構成に変更があったとき
- (3) ふれあい収集を利用する必要がなくなったとき
- (4) 疾病又は負傷のため一時的に入院加療が必要となったとき
- (5) 申込書に記載された緊急連絡先等に変更があったとき

(利用者台帳の抹消)

- 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい収集を中
止するとともに台帳の登録を抹消するものとする。
- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 利用者及びその親族等から中止の申し出があったとき
- (3) 虚偽の申込み、その他不正な手段により利用の決定を受けたとき
- (4) その他ふれあい収集の利用に支障があると認めるとき

(守秘義務)

- 第9条 ふれあい収集に係る職員及びその他関係人、又はこれらの職にあたる者は、
泉南市個人情報保護条例に基づき、知り得た個人情報等を他に漏らしてはなら
ない。

(様式)

第 1 0 条 この要綱で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。